

第3章 景観づくりの基本方針

3-1 景観づくりの目標

本市の景観づくりの目標像を次のように設定します。

『共有』と『共感』による美しい景観の実現

～景観の価値の「共有」を通じた景観づくりと「共感」による担い手育成～

本市は、南東端に和泉山脈を携え、急峻な山地地形から緩やかに北西端の大阪湾につながっており、市街地部は東西の市域境界付近の丘陵地に挟まれ近木川などにより形成された平坦地が広がっています。

これら地形をベースとした、美しい山林と市内を縦貫する近木川、それらに囲まれた盆地内にある農村集落をはじめ、多くの寺社仏閣、かつての自治都市であった寺内町の街並みの他、既成市街地の街並みや田園空間の中を水間鉄道が走る個性的な風景など特徴ある景観が形成されています。

この特徴ある景観は、先人たちが長い年月をかけて築き、受け継がれてきた自然や歴史・文化との関わりや様々な営みにより形づくられてきたものです。

一方、近年の都市化の流れや人々のライフスタイルの変化を受け、これまで継承されてきた関係性が損なわれる事態に直面しており、本市の特徴ある景観が失われつつあります。

例えば、道路や鉄道から見える風景には民有の住宅や事業所などが含まれますが、私有地であるからといって、各々が好き勝手なデザインや色彩で建築物の建築や屋外広告物の設置を行ってしまうと、これまで形成されてきた景観が大きく変容することが懸念されます。そのため、一人ひとりが「多くの人が目にする空間は公共性を有している」ということを強く意識し、景観形成に取り組むことが求められます。

また、良好な景観は、私たちの暮らしに安らぎや潤いを与えるとともに、都市の風格やイメージ向上、それに伴う交流人口の増加や賑わい創出、アイデンティティの確立など様々な効果をもたらしてくれます。

そのため、私たちは、今一度、先人たちの取組みに敬意を払い、継承されてきた貴重な景観の価値を「共有」とするとともに、この財産ともいえる良好な景観を大切に守り、育て、引き継いでいく必要があります。

そして、“景観まちづくり”を進めていくことの重要性に「共感」できる人材（＝次世代の担い手）を育てていきます。

3-2 景観づくりの基本方針

●貝塚市の魅力となっている自然や歴史を守り育む

【自然】

- ・市民アンケート調査より、和泉葛城山や二色の浜など自然環境につきましては、本市の魅力として多くの市民に支持されるとともに、今後も守り育むべきものとして認識されています。
- ・山間部は、ほぼ全域が近郊緑地保全区域に指定されており、国指定の天然記念物である和泉葛城山ブナ林が見られます。
- ・近木川が本市中央を流れており、河口付近では、生態系の保全や環境教育の場として河口干潟（汽水ワンド）の保全と活用に取り組んでいます。

【歴史】

- ・寺内町や水間寺などの歴史については、市民アンケート調査では自然環境ほどは意識されていないものの、本市の特徴として認識されています。
- ・寺内町には広範囲にわたり国登録有形文化財の町家などの歴史的建造物とともに街並みが残っています。
- ・「願泉寺を眺める貝塚寺内町」「水間観音を眺める水間街道」は、大阪府が府域全体の良い景観形成を推進するために選定している“ビュースポットおおさか”に選ばれ、本市の魅力ある景観の1つとして認識されています。



○本市の自然景観や歴史文化景観は守るべき資源であり、今後より活かしながら景観の魅力を育んでいく必要があります。

●暮らしの景観の質を高める

- ・本市では、駅周辺の中心市街地と古くからの農村集落、街道沿いの集落、ニュータウンなど、時代ごとの様々な特徴を持った暮らしの景観が形成されています。
- ・市民アンケート調査では、自然や歴史に対しては意識されているものの、市街地や農村集落など、暮らしの景観はあまり意識されておらず、これまで景観誘導策もほとんど講じられていません。
- ・本市の人口は平成 22（2010）年をピークに減少傾向にあり、少子高齢化が進むとともに、転出超過の状況にあります。（令和 2（2020）年国勢調査より）



○日常生活が生み出す景観が日々の暮らしを豊かに彩り、生活の質的向上に繋がっていることを市民が実感できるよう、暮らしの景観の質を高め、暮らしの場としての魅力を高めると共に、市民に愛着や誇りを持ってもらう必要があります。

●観光・交流の動きと連携した景観の魅力向上

- ・かいづかいぶきヴィレッジ（大阪府立農業公園）／かいづかいぶき温泉（旧ほの字の里）は、令和3（2021）年に大阪府民が農に親しむ場として、貸農園やグランピング施設も含め「自然を食べる」SDGs リゾートとして再開しました。
- ・大阪都心から最も近い海水浴場である二色の浜海水浴場や隣接する府営二色の浜公園については、令和5（2023）年春から新たな指定管理者によるリニューアルが始まりました。「日本の夕陽百選」に認定され、季節により、潮干狩り・海水浴・マリンスポーツ・バーベキューなどが楽しめます。
- ・水間公園、水間観音駅、水間寺も本市を代表する観光資源として認知されています。
- ・季節ごとの風物詩として、春の桜や潮干狩り、夏の太鼓台祭りや貝塚三夜音頭、東盆踊り、秋のコスモスやだんじり祭り、冬の千本づき餅つきや節分豆まき/餅まきなどが行われており、貝塚市の「動的な景観」を形成しています。
- ・水間鉄道が市域を縦断する形で走っており、水間鉄道沿線の風景は大切な景観の1つです。



○このような観光・交流資源の整備や文化的営みの継承を通じて、本市の景観イメージの向上や賑わい創出に寄与することが必要です。

●多様な主体と連携した景観まちづくり

- ・良好な景観形成は、建物の規制誘導だけでは実現は出来ず、市民や事業者と連携しながら、身近な景観資源を守っていきたり、街並みをより良くしていくような景観まちづくり活動が不可欠です。
- ・景観に関連する市民や活動団体などの活動を促進するとともに、それらのつながりを深める、あるいは新たなコミュニティづくりを進める必要があります。
- ・一方、景観に対する意識が希薄な市民も少なくはない現状を踏まえ、並行して景観に対する意識醸成にも取り組んでいく必要があります。
- ・隣接する自治体も景観行政団体となっており、市独自の景観計画に基づき景観誘導や景観施策に取り組んでいます。

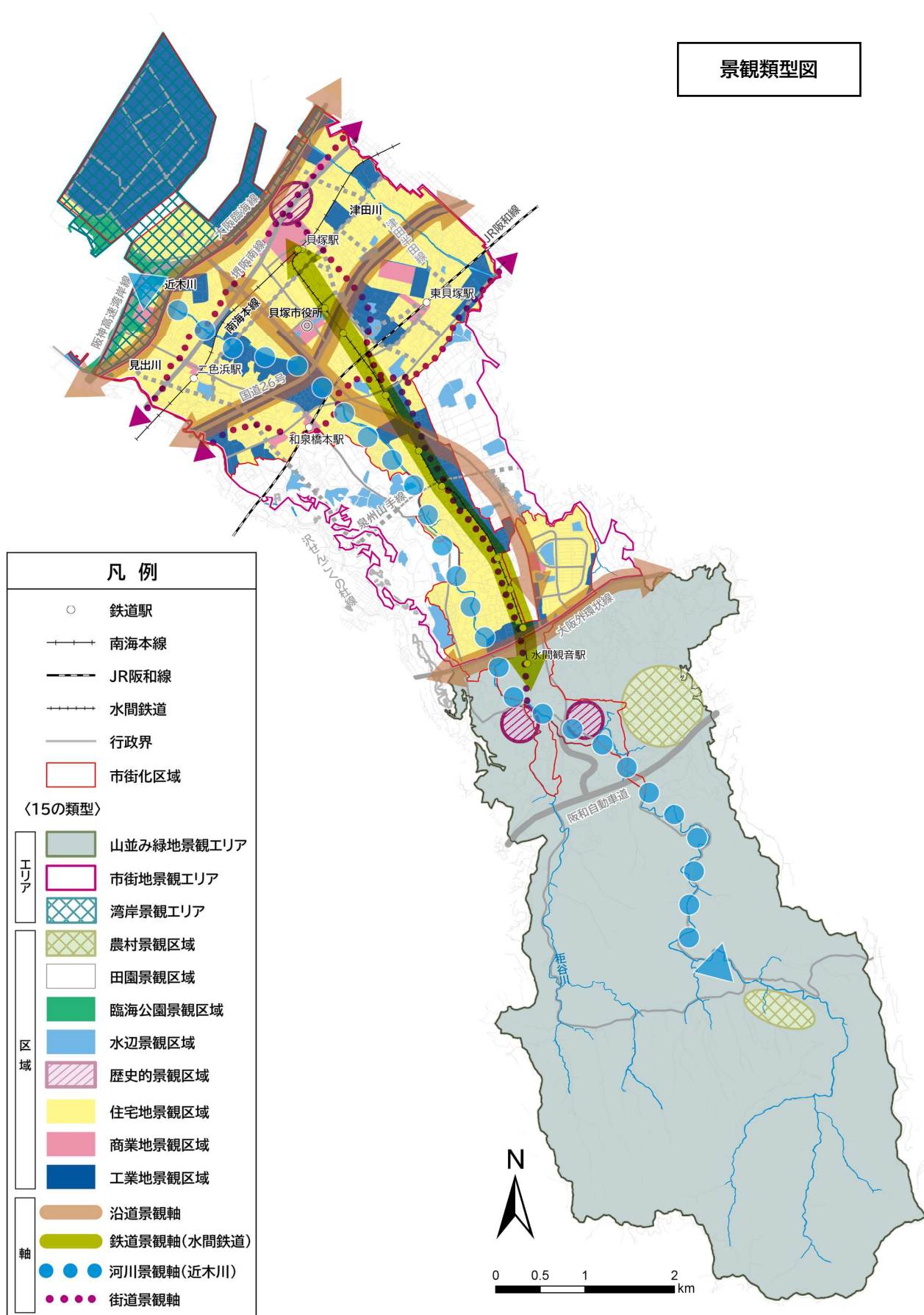


○本市独自の景観計画の策定を通じて、景観形成が持つ意義を共有・共感しながら、市民や事業者の良好な景観形成の実現に向けた取組み意識の醸成から進めていくことが必要です。

○広域的な景観配慮や景観施策につきましても、隣接自治体や関連自治体と整合、連携をとっていくことが必要です。

3-3 景観類型

本市の景観的特徴を踏まえ、市の景観を下図に示す 15 の類型に分類しました。



景観の特徴と景観類型の対応

景観の 特徴	景観 類型	エリア			区域								軸			
		山並み エリア	市街地 エリア	湾岸 エリア	農村 区域	田園 区域	臨海公園 区域	水辺 区域	歴史的 区域	住宅地 区域	商業地 区域	工業地 区域	沿道 景観軸	鉄道 景観軸 (水間鉄道)	河川 景観軸 (近木川)	街道 景観軸
山並み		●			●								●	●		●
農村集落・田園		●	●		●	●		●					●	●	●	●
河川		●	●	●			●	●							●	
海辺				●			●	●					●		●	
歴史的		●	●						●					●		●
住宅地			●	●						●			●	●	●	●
商業地・街なか			●								●		●	●	●	●
工業地			●	●								●	●	●	●	
幹線道路沿道		●	●	●		●				●	●	●	●			

3-4 景観類型ごとの景観づくりの方針

類型ごとに景観づくりの方針を以下のように整理しました。

【エリアごとの景観づくりの方針】

山並み緑地景観エリア

(大阪外環状線より山側)

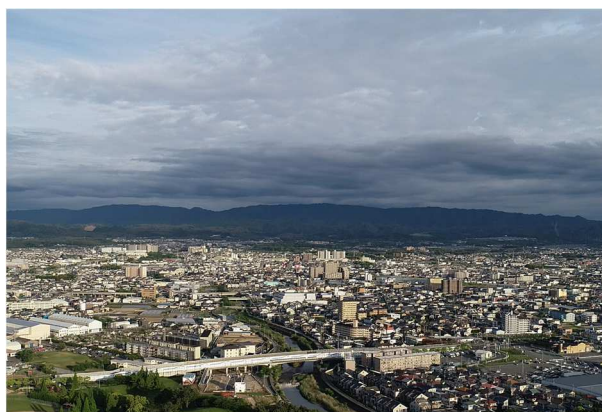
健全な森林の保全や育成を通じて、市街地の背景となる山並みの景観を形成します。



市街地景観エリア

(大阪臨海線と大阪外環状線の間)

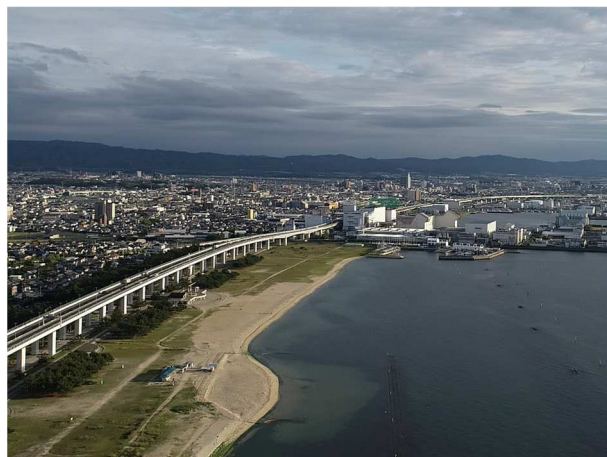
歴史的な街並みや住宅、商業、工場、農地・田園など、暮らしや産業の土地利用をベースにした、周辺と調和した秩序ある景観を形成します。



湾岸景観エリア

(大阪臨海線より海側)

関西空港を望む開放的な空間や、住宅・レクリエーション・工場など多様で幅広い顔を持つ特徴のある雄大な湾岸の景観を形成します。



【区域ごとの景観づくりの方針】

農村景観区域

農地や里山、集落が一体となり、調和した落ち着いた風景のある農村景観を形成します。

集落内にある歴史的な風情が感じられる、個性ある集落景観を保全します。



田園景観区域

市街地に残る田園環境と周辺の住宅が一体となり、農地やため池がつくる広がりのある景観を形成します。

農地が有する多面的な機能を活かすため、市街地における身近な自然景観を保全します。



臨海公園景観区域

二色の浜公園（海浜緑地）や二色の浜海水浴場など、自然環境を活かしたレクリエーション空間にふさわしい景観を形成します。

広がりのある大阪湾の景観を楽しむことができる貴重な視点場として保全します。



水辺景観区域

農業用水や生態系の受け皿となるため池や小河川など、暮らしに密着した良好な水辺の景観を形成します。

開放感あふれる空間を活かし、市民の憩いや潤いを感じることができる景観を形成します。



歴史的景観区域

願泉寺を中心とする寺内町の街並みや、水間寺周辺においては、その歴史・文化に根差した地域特性を活かし、歴史的な趣きや往時の営みを感じることができるとともに、その魅力を堪能できる景観を形成します。



住宅地景観区域

計画的に整備された戸建住宅地においては、整然とした、ゆとりある緑豊かな住宅地の景観を形成します。

既成市街地内の住宅地においては、敷地内への緑化誘導やまちかどの緑の充実などを通して、暮らしに潤いを感じることができる景観を形成します。



商業地景観区域

鉄道駅周辺や商業施設周辺など、まちに賑わいや活力をもたらす魅力ある景観を形成します。

特に南海貝塚駅周辺については、多くの人が訪れ、交流する場所であることから、賑わいやゆとりある歩行空間の形成を図りつつ、本市の玄関口としてふさわしい景観を形成します。



工業地景観区域

臨海部の工業地では、植栽帯や樹木などによる緩衝緑地を設け、緑豊かな潤いのある景観を形成します。

内陸部の工業地では、操業環境を損なうことなく、周辺環境と調和した景観を形成します。



【軸ごとの景観づくりの方針】

沿道景観軸

広域幹線道路（国道 26 号、国道 170 号（大阪外環状線）、大阪臨海線、貝塚中央線）につきましては、本市の顔となりうる空間であることから、良好なイメージを感じさせる賑わいと秩序ある景観を形成します。



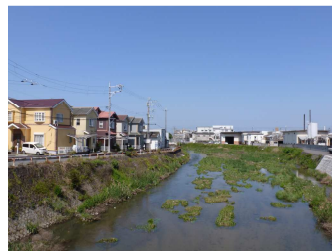
鉄道景観軸（水間鉄道）

既成市街地や田園風景の中を鉄道が走る貝塚独特の景観を保全するとともに、鉄道の車窓からの眺めに配慮した沿線の景観を形成します。



河川景観軸（近木川）

近木川下流の広がりある眺望景観や、上流の落ち着いた癒しや潤いを享受できる景観を形成します。



街道景観軸

かつて大阪と和歌山を結んだ紀州街道や水間街道、京都から熊野三山への参詣道である熊野街道において、往時の街道の賑わいや営みを今に伝えることができる歴史街道にふさわしい景観を形成します。



3-5 景観重点候補地区の考え方

前述した 15 の景観類型に基づく景観づくりの方針を踏まえ、「景観上重要な地域で、今後、より積極的に景観まちづくりに取り組むことが求められる区域」（≡景観重点候補地区）を抽出する上での観点を以下のように整理しました。

「景観重点候補地区」抽出の観点

必要性	・現に良好な景観を保全・形成する必要がある地区 ・周囲を含めた開発事業、土地利用の変化などによって、現在の景観に大きな変化が予想され、対応しなければならない地区 ・市民が愛着を持ち、親しみを感じている景観的要素を含む地区
効果性	・景観形成のモデルとして、先導的役割が発揮し得る地区 ・都市や地域の顔としてアピール性を有し、一定の効果が期待される地区 ・市民によく利用される施設や場所があり、市民から親しまれる景観整備が求められている地区 ・観光交流の拠点となる土地の区域であって、観光交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められる地区
実現性	・現在プロジェクトが計画されていて、公的な景観形成事業の推進、民間事業の誘導が可能な地区 ・景観形成に対する地元住民の自発的活動や盛り上がりのある、あるいは期待できる地区

これらの観点到照し合わせつつ、地域住民や関係者の意向などを十分に鑑みながら、景観重点地区に指定するかどうかを検討し、景観重点地区に指定するという判断に至った場合には、前述した 15 類型の考え方に加えて、独自の良好な景観づくりの方針や基準を設定します。

なお、景観重点地区における景観づくりの方針や基準は、地域住民や関係者との意見交換会などを通じて、丁寧に合意形成を図りながら定めることとします。